

第10回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第10期 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

事業報告

財産及び損益の状況 (IFRS)

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な営業所及び工場

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査人の監査報告書(連結計算書類)

会計監査人の監査報告書(計算書類)

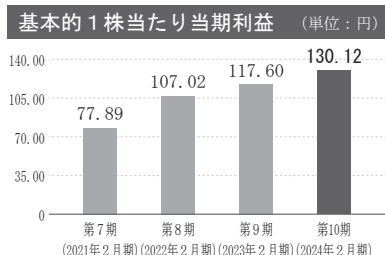
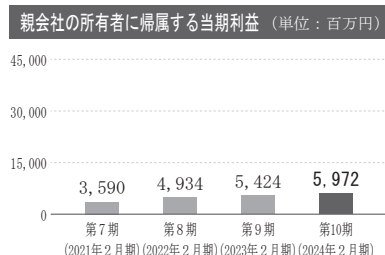
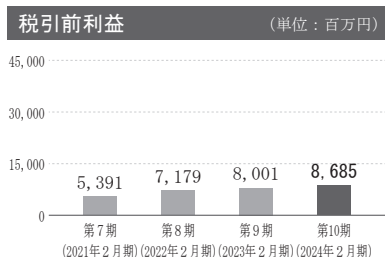
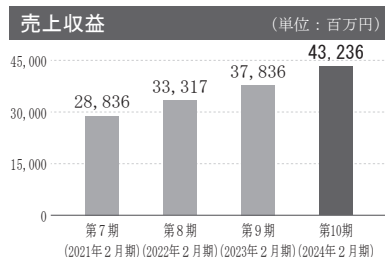
監査等委員会の監査報告書

株式会社 **コムズ** ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

企業集団の現況

財産及び損益の状況（IFRS）



(単位：百万円)

	第7期 (2021年2月期)	第8期 (2022年2月期)	第9期 (2023年2月期)	第10期 (当連結会計年度) (2024年2月期)	前連結会計年度比	
					金額	増減率 (%)
売上収益	28,836	33,317	37,836	43,236	5,400	+14.3
営業利益	5,511	7,305	8,024	8,717	693	+8.6
税引前利益	5,391	7,179	8,001	8,685	684	+8.5
親会社の所有者に 帰属する当期利益	3,590	4,934	5,424	5,972	548	+10.1
基本的1株当たり 当期利益 (円)	77.89	107.02	117.60	130.12	12.52	+10.7
資産合計	109,536	97,431	100,045	102,772	2,727	+2.7
親会社の所有者に 帰属する持分	34,792	37,559	40,543	43,110	2,567	+6.3

(注) 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結計算書類を作成しております。

対処すべき課題

当社グループは、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するために、優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）として特定した13項目を「品質とお客様」、「人と働きがい」、「環境」の3つに関するテーマに分類し、この分類ごとに当社グループの経済価値の向上と社会課題の解決に貢献すべく、取り組みを実施してまいります。

「品質とお客様に関するテーマ」

- ・商品・サービスの安全・安心の追求
- ・多様な消費者ニーズへの対応
- ・心と体の健康への貢献
- ・コミュニティへの参画と投資
- ・持続可能な消費に関する教育と啓発

「人と働きがいに関するテーマ」

- ・労働安全衛生の向上
- ・人財の確保と成長を支える環境整備
- ・多様な人財の活性化
- ・良好な雇用関係と適正な労働条件
- ・差別とハラスメントの撲滅

「環境に関するテーマ」

- ・廃棄物削減と資源循環の推進
- ・気候変動への対応
- ・サプライチェーンにおける環境と社会への配慮

また、当社グループは、2026年2月期を最終年度とする中期経営計画「VALUES 2025」で掲げた「“くつろぎ”で、人と地域と社会をつなぐ」のローガンのもとで、上記のマテリアリティに関する取り組みを通じて、中長期的な企業価値の向上と社会課題の解決に取り組んでまいります。

中期経営計画「VALUES 2025」の重点戦略・財務目標は次の通りです。

1. 既存モデルの拡充

- ・ Q S Cの向上 : “くつろぐ、いちばんいいところ”をご提供する人財の育成
- ・ 出店の拡大 : ポストコロナの地政変動を背景にした出店
- ・ D Xの推進 : 顧客ロイヤルティ向上、業務効率化及び省人省力化

2. 新しい共創価値の追求

- ・ 新規事業開発 : ブランドと顧客ベースを活用した新サービスの開発
- ・ M&A : 既存モデルとのシナジーを目的とした提携・買収の推進
- ・ S D G s 対応 : サステナビリティ活動を通じた、ブランドエクイティの強化

3. 財務価値の維持拡大

- ① 成長性 : E P S (1株当たり利益) 年平均成長率13%以上
- ② 収益性 : R O I C (投下資本利益率) ※ 中期経営計画最終年度に11.5%以上
- ③ 財務健全性 : 自己資本比率 中期経営計画最終年度に40%以上
- ④ 株主還元 総還元性向 中期経営計画期間累計で50%以上

※ R O I C = 税引後営業利益 ÷ (有利子負債期首期末平均 + 資本の期首期末平均)

なお、有利子負債にはリース負債を含みません。

主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社グループは、当社と連結子会社4社で構成されており、当社は持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行っております。なお、当社には、会社法で定められている親会社はありません。

主要な営業所及び工場 (2024年2月29日現在)

当社の事業所は次のとおりです。

本社	名古屋市東区葵三丁目12番23号
----	------------------

また、重要な子会社の本社及び事業所は次のとおりです。

株式会社コメダ

本社	名古屋市東区葵三丁目12番23号
事務所	東京事務所（東京都渋谷区）、大阪事務所（大阪市）、福岡事務所（福岡市）
工場	尾張工場（愛知県一宮市）、関東コーヒー工場（千葉県印西市）、九州コーヒー工場（福岡県宗像市）、勝川工場（愛知県春日井市）、幸心工場（名古屋市）、第三工場（愛知県春日井市）、千葉工場（千葉県印西市）、名古屋製餡工場（名古屋市）、他
直営店舗	コメダ珈琲店 26店舗、おかげ庵 6店舗、その他5店舗

台湾客美多股份有限公司

本社	台湾台北市松山區
工場	汐止コーヒー工場（新北市）
直営店舗	コメダ珈琲店 12店舗

PT KOMEDA COFFEE INDONESIA

本社	インドネシア共和国バリ州バドゥン県
直営店舗	コメダ珈琲店 1店舗（バリ州バドゥン県）

使用人の状況（2024年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
533名	15名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイム社員を含む。）を含んでおりません。
2. 当社グループは、喫茶店のFC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	1名減	52.1歳	6.4年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイム社員を含む。）を含んでおりません。
2. 平均勤続年数は、2014年11月28日付で実施された単独株式移転前の株式会社コメダにおける勤続年数を引き継いで算出しております。
3. 当社は持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

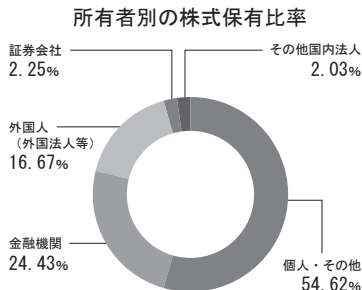
主要な借入先の状況（2024年2月29日現在）

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	9,078
株式会社三菱UFJ銀行	530
株式会社愛知銀行	513
株式会社みずほ銀行	450
株式会社七十七銀行	365

会社の現況

株式の状況（2024年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 87,600,000株
- ② 発行済株式の総数 46,235,400株
- ③ 株主数 186,833名
- ④ 大株主



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,431,200	11.85
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,042,500	6.64
株式会社かんぽ生命保険	953,000	2.08
住友生命保険相互会社	788,500	1.72
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリー ティー 5 0 5 2 3 4	623,000	1.36
SMBC日興証券株式会社	519,200	1.13
ビーエヌワイエム アズ エージェンティ クライアンツ ノン トリーティー ジヤスデツク	432,900	0.94
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 5	418,800	0.91
ジェービー モルガン チェース バンク 3 8 5 1 6 6	360,900	0.79
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リュー エス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ セキ ュリティ レンディング	336,400	0.73

- (注) 1. 上記信託銀行の所有株式数は、信託業務に係るものです。
2. 持株比率は、自己株式 410,859株を控除し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付された株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	9,309	5

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「2 会社の現況 (1) 会社役員の状況 ④当事業年度における取締役の報酬等」に記載しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社及び当社の子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
白畑 尚志	社外取締役 (監査等委員)	株式会社IDホールディングス 社外取締役 株式会社イトーキ 社外監査役	取引関係はありません。
堀 雅寿	社外取締役 (監査等委員)	横浜ゴム株式会社 社外取締役	取引関係はありません。
吉本 陽子	社外取締役 (監査等委員)	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社 経済政策部 主席研究員	取引関係はありません。
尾田知亜記	社外取締役 (監査等委員)	株式会社コメダ 監査役	当社の完全子会社です。
		弁護士法人しょうぶ法律事務所 所属弁護士	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	白畑 尚志	社外取締役(監査等委員)に就任以降に開催された取締役会の全13回及び監査等委員会全13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	堀 雅寿	当事業年度に開催された取締役会の全19回すべて及び監査等委員会全18回中17回に出席し、上場企業の経営経験者としての豊富な経験・知識及び経営に関する高い見識と監督能力に基づき適宜発言を行っており、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	吉本 陽子	当事業年度に開催された取締役会の全19回及び監査等委員会全18回すべてに出席し、コンサルタントとしての豊富な経験・知識及び経営に関する高い見識と監督能力に基づき適宜発言を行っており、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	尾田知亜記	当事業年度に開催された取締役会の全19回及び監査等委員会全18回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認の上、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2017年5月30日付取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は、次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・原則として毎月1回、必要があるときは随時開催される取締役会において意思決定される重要な職務の執行に関する事項が、法令、定款及び取締役会規則等の社内規程に適合するよう、業務を執行しない社外取締役、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）により監督を行う。
- ・取締役は法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、コンプライアンス規程（現 リスク・コンプライアンス規程、以下同様。）及び企業行動規範に基づき、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。
- ・使用人に対しては、コンプライアンス規程の運用や研修システムなどを活用したコンプライアンス教育及び企業行動規範により、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- ・コンプライアンス規程に基づき、定期的に代表取締役直轄のコンプライアンス委員会を開催し、徹底すべき事項を特定の上、取締役及び使用人にコンプライアンスの教育・啓蒙を行う。
- ・業務における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
- ・適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査室による監査を実施する。
- ・内部通報制度として、コンプライアンス全般におけるヘルプラインを設置する。

- ・当社は、企業行動規範において、反社会的又はこれらに類する団体や個人との関係を一切持たない旨定めている。また、反社会的勢力への対応マニュアルを定め、これに基づき、警察をはじめとする外部の専門機関との連携を図るなど、組織全体で速やかに対処する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び保存期間など管理方法を定めた文書管理規程、情報システムセキュリティ規程、その他の関連規程に則り、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程（現 リスク・コンプライアンス規程、以下同様。）に基づき、定期的に代表取締役直轄のリスク対策委員会を開催し、管理本部が当社グループのリスクを網羅的に把握・管理する。また、管理本部は、各部署のリスク対策委員とともに対応策を検討し、リスクの最小化に努める。
- ・内部監査室は、リスク防止の観点から、各部署のリスク管理状況に関する内部監査を行い、その結果を代表取締役・監査等委員会・リスク対策委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会が原則として毎月1回、必要があるときは随時開催されるほか、法令に従い書面にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ・決裁権限規程によって各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
- ・中期経営計画の基礎である毎年度の基本的な経営方針・計画を軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 当社は、子会社を統括する本部を、グループ会社管理規程で定め、これに基づき重要事項を承認又は報告を受理し、子会社の適正な管理を行う。
 - ii) 当社は、子会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況について、当社取締役会において、定期的に報告を受ける。

- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
 - i) リスク管理に関するリスク管理規程を子会社との共通規程として定め、当社グループ全体のリスクを網羅的に管理する体制を構築する。
 - ii) 当社内部監査室が、当社グループ全体を対象とした内部監査を実施する。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画等で定める当社グループの戦略に基づき、管理本部が中心となって子会社の経営管理・指導を行い、当社グループ全体の業務の効率化及び適正化を図る。
- ・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) コンプライアンス委員会で子会社のコンプライアンスに関する管理を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の確立を図る。
 - ii) 子会社が適法・適正な業務執行を行っているかどうかを確認するため、内部監査室による監査を実施する。
 - iii) 子会社の取締役及び使用人も利用できる当社グループ共通の内部通報制度として、ヘルプラインを設ける。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

⑦ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会の職務の補助をすべき取締役（監査等委員を除く。）及び使用人に関する体制並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - i) 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - ii) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとする。
 - iii) 監査等委員会は、監査業務の補助に足る能力と知識を有する補助使用人を独自に置くことができる。

- iv) 補助使用人は、専任であることを要しないが、監査等委員会の指揮命令権を他より優先するとともに、当該補助使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ・ 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - i) 取締役会以外の重要な会議等についても、監査等委員が出席し意見を述べる機会を確保する。
 - ii) 監査等委員会は、必要に応じて、当社グループの重要情報を閲覧又は謄写し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人に対してその説明を求めることができる。
 - iii) 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報内容、その他監査等委員会が必要と認めた事項について監査等委員会に報告する。
 - iv) 監査等委員会に報告を行った者又は内部通報システムに情報を提供した者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。
 - v) 監査等委員会は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。
- ・ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に係る費用を当社に対して請求した場合は、監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、当社は当該費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は次のとおりです。

- ・当事業年度においては、取締役会を19回、監査等委員会を18回、コンプライアンス委員会及びリスク対策委員会をそれぞれ4回開催しました。
- ・使用人及びF C加盟店に対するコンプライアンスの啓蒙活動として、コンプライアンス通信を配信しました。
- ・ヘルプライン窓口に入電された情報は、コンプライアンス委員会で情報共有を図るとともに、適切に対応しました。
- ・内部監査室は、子会社を含めた当社グループの事業拠点（事務所、店舗及び工場）に対して、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を年間延べ93部署・拠点に対し行いました。
- ・内部監査室が監査等委員会の職務を補助しており、監査等委員会と内部監査室は相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。
- ・内部統制システムを活用して組織的に監査活動を行うために、監査等委員会は内部監査室に直接の指示を出し、内部監査室から報告を受けております。なお、社長からの指示と監査等委員会からの指示が異なる場合には、監査等委員会の指示を優先します。
- ・当社は、グループ会社管理規程に従って、事業会社である子会社から必要事項の報告を受けています。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を経営上の重要な課題として認識しております。利益配分の方針としては、借入金の返済のほか、業績や事業拡大のための資金需要に対応した内部留保の確保も総合的に勘案した上で、中期経営計画「VALUES 2025」のもとで中長期的に最適な資本配分を行うべく、また株主の皆様に対するさらなる株主還元の柔軟性と安定性を強化するために、2026年2月期までの5ヵ年を対象とした中期経営計画期間累計の総還元性向を50%以上とすることを目標としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。その決定機関については、株主の皆様への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、「法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結持分変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計
2023年3月1日残高	651	13,100	26,895	△109	6	40,543
当期利益			5,972			5,972
その他の包括利益					△2	△2
当期包括利益合計	—	—	5,972	—	△2	5,970
新株予約権の行使	8	6				14
株式報酬取引		53				53
配当金			△2,391			△2,391
自己株式の取得		9		△1,009		△1,000
自己株式の処分		△47		47		—
非支配株主持分の取得		△79				△79
所有者との取引額合計	8	△58	△2,391	△962	—	△3,403
2024年2月29日残高	659	13,042	30,476	△1,071	4	43,110

	非支配持分	資本合計
2023年3月1日残高	76	40,619
当期利益	2	5,974
その他の包括利益	3	1
当期包括利益合計	5	5,975
新株予約権の行使		14
株式報酬取引		53
配当金		△2,391
自己株式の取得		△1,000
自己株式の処分		—
非支配持分の取得	△81	△160
所有者との取引額合計	△81	△3,484
2024年2月29日残高	—	43,110

注。記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ① 連結子会社の数 4社
- ② 主要な連結子会社の名称 株式会社コメダ

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とする事業モデルに基づき資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いにかかわるキャッシュ・フローのみが特定の日を生じる。

償却原価で測定される金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

(i)以外の金融資産は公正価値で測定する金融資産に分類し、公正価値の変動額を純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅した場合、又は譲渡により実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。当社グループが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、支配を保持していない場合には、当該金融資産の認識の中止を行っております。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。また、各報告日において、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価してお

り、当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、営業債権及びその他の債権については、過去の信用損失の実績に基づいて予想信用損失を見積り、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価又は正味実現可能価額のうちいずれか低い価額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

棚卸資産の原価は、主として総平均法に基づいて算定しております。

(2) 重要な減価償却資産・償却資産の減価償却・償却及び減損の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産が複数の構成要素からなり、それぞれ耐用年数が異なる場合には、別個の有形固定資産項目として計上しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、有形固定資産は各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び附属設備 10－38年
- ・構築物 8－20年
- ・機械設備及び車両運搬具 6－17年

- ・工具、器具及び備品 3－10年
- ・使用権資産 5－20年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

② のれん

のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

のれんは償却を行わず、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損の方法については、④非金融資産の減損に記載しております。なお、のれんの減損は戻し入れられません。

③ その他の無形資産

その他の無形資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。

耐用年数の確定できる無形資産は当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

主要な無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5-10年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

④ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又

は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれん以外の資産について、過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間価値の影響に重要性があるため、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「コメダ珈琲店」及び「おかげ庵」のブランドで喫茶店のFC事業を展開しており、FC加盟者に対し、独自データでの調査による出店物件選定、店舗建物・内装等の設計施工ノウハウ提供、喫茶店運営指導、食食材の製造・卸売、店舗建物の転貸等を行っております。また、FC加盟店を含む人材の育成及びモデル店舗として直営店を出店しております。

① 物品の販売

物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が物品の引渡時点において、顧客に移転することから、顧客との契約における履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

・卸売

当社グループはF C加盟店に対し食材等の物品を販売しており、F C加盟店への食材等の引渡時点で契約における履行義務が充足されることから、当該時点をもって収益を認識しております。

・直営店売上

直営店舗における物品の販売は、来店した顧客に飲食物を提供した時点で、契約における履行義務が充足されることから、当該時点をもって収益を認識しております。

② 工事の契約（店舗開発収入）

当社グループは、新規F C店舗における内装設備等に関して工事請負契約を締結しております。工事の成果物に対する支配は、顧客に対して一定の期間にわたり移転し、顧客との契約における履行義務は、工事期間にわたり履行義務が充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を認識しております。

③ サービスの提供（その他）

サービスの提供からの収益は、顧客との契約に定められた役務の提供の完了時点において、履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。

当社グループは、F C加盟店に対し、新規店舗開発にかかるサービスを提供しており、収益は報告日までに提供したサービスに基づき認識しております。

また、当社グループは、F C加盟店に対する店舗運営に係る継続的なフォローやノウハウ提供等を認めた契約によりロイヤルティを得ています。ロイヤルティ収入は、関連する契約の実質に従って発生主義で認識しています。

なお、これら収益は、顧客との契約において約束された対価から値引、割戻、消費税等の第三者のために回収した税金等を控除した金額にて測定しております。

また、これら顧客との契約において約束された対価は概ね1ヶ月以内に支払を受けており、顧客との契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。

(5) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートによって換算を行っております。当初認識後、貨幣項目については、期末日における為替レートで換算替えを行い、公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算を行っております。これらの換算差額は損益として計上しております。

なお、取得原価で測定されている非貨幣性項目は、換算替えを行っておりません。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートを用いて日本円に換算して

おります。収益及び費用については、当該期間の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。為替レートに著しい変動がある場合には取引日の為替レートを用いて換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額はその他の包括利益として認識しており、在外営業活動体が処分された場合は当該期間に純損益として認識されません。

3. 会計方針の変更

当社グループは、「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」（IAS第12号「法人所得税」の改訂）を2024年2月期より適用しております。なお、当該基準の適用が当社グループの本連結計算書類に与える重要な影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの減損テスト

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	38,354百万円
-----	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財政状態計算書に計上されているのれんは、主に当社完全子会社の株式会社コメダの前身である株式会社MBK P 3が2013年2月28日に旧株式会社コメダを取得した際に発生したものであります。

MBK Partners Fund II, L.P.が間接的に出資を行っているMBK P III Limitedの子会社として組成された株式会社MBK P 3は、事業会社である株式会社コメダ（旧株式会社コメダ）の発行済株式の100%を2013年2月28日に取得後、2013年6月1日に旧株式会社コメダ及びその子会社である株式会社フランスパンの2社を吸収合併し、同日付で株式会社コメダに商号を変更いたしました。

当社は、のれんの減損テストにあたり、のれんを唯一の事業セグメントである喫茶店のFC事業の資金生成単位グループに配分しており、その資金生成単位グループの決定についての重要な判断は、経営者が行っております。

当該資金生成単位の回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値に基づいて算定しており、当該公正価値のヒエラルキーは、用いた評価技法への重大なインプットに基づき、レベル3に区分しております。

処分コスト控除後の公正価値は、取締役会で承認された2025年2月期の利益計画を基礎として計算した将来キャッシュ・フローの期待現在価値に、事業の継続価値を加味して算定しております。この利益計画は、新規店舗、閉店店舗及び卸売数量等について、当該時点における外部環境と整合性を取ったうえで策定しております。当連結会計年度の減損テストにおいて使用した税引前割引率は加重平均資本コストを基礎に8.27%と算定しております。

当連結会計年度末においては、上記前提にて計算した当連結会計年度末における見積

回収可能価額は、のれんの帳簿価額を87,605百万円上回っておりますが、各期の将来キャッシュ・フローが継続して58.74%減少すると仮定した場合には、のれんの見積回収可能価額とその帳簿価額が等しくなる可能性があります。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
- | | |
|---------------------|-------|
| 営業債権及びその他の債権（流動資産） | 1百万円 |
| 営業債権及びその他の債権（非流動資産） | 59百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 7,559百万円
- (3) 保証債務
関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務残高
株式会社コメダ 9,258百万円

6. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 46,235,400株 |
|------|-------------|

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年4月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,200百万円	26円00銭	2023年 2月28日	2023年 5月11日
2023年10月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,191百万円	26円00銭	2023年 8月31日	2023年 11月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年4月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,237百万円	27円00銭	2024年 2月29日	2024年 5月15日

- ③ 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 37,500株 |
|------|---------|

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク）や市場リスク（為替変動リスク・金利変動リスク・価格変動リスク）に晒されています。当該リスクを回避又は低減するために、所定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループの方針として、投機的なデリバティブは行わないこととしております。

① 信用リスク

当社グループは、F C加盟店オーナーに対し営業債権等（売掛金、リース債権等）の形で信用供与を行っております。

このF C加盟店オーナーの信用状況の悪化や経営破たんにより、営業債権等が回収不能となる信用リスクに晒されています。

当社グループでは、F C加盟店オーナーから保証金を受け入れるとともに、毎月、管理本部で取引先ごとに入金が遅延していないかモニタリングしており、遅延が認識された場合、各関連部署と連携をとり、その原因の調査、回収方法の検討を行い、債権の回収不能リスクの軽減に努めています。なお、営業債権及びその他の債権は、その大部分について回収期限以内に回収されております。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金（その他の金融資産）を差し入れる場合があります。建設協力金（その他の金融資産）は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期（最大21年）にわたります。

ただし、店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破たんにより変更した場合でも破たん以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金（その他の金融資産）に係る回収不能リスクは限定的と考えております。

差入保証金については、土地の所有者に対してその土地を賃借するために敷金、保証金を差し入れる場合があります。敷金、保証金は、土地の賃貸借期間終了時に再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期（最大21年）にわたります。

店舗については、上記のとおり賃借権設定によりリスクは限定的と考えておりますが、土地の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金、保証金が回収不能となる信用リスクに晒されています。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行できないリスクであります。

当社グループはF C加盟店オーナーのために店舗を建設するにあたって建設協力金（その他の金融負債）を預かる場合があります。建設協力金（その他の金融負債）は、店舗の賃貸期間にわたって返済するため、返済期間は長期（最大21年）にわたり

ます。

F C加盟店オーナーから店舗運営の辞退、店舗譲渡の希望があった場合には、他に店舗運営を希望するF C加盟店オーナーから新たに建設協力金（その他の金融負債）を預かるため、返済リスクは限定的と考えております。

預り保証金については、当社グループがF C加盟店オーナーのために土地の所有者に対して差入保証金を支払う場合にはF C加盟店オーナーから敷金、保証金を預かります。この敷金、保証金は差入保証金と同様、再契約しない場合には返済するため、返済期間は長期（最大21年）にわたります。

当社グループでは、入出金の予定額と実際の入出金額から毎月資金管理表を作成し、流動性リスクを管理しています。また、取引金融機関と当座貸越契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っています。

③ 為替変動リスク

為替リスクは、当社グループの機能通貨以外の通貨による取引から生じております。また、当社グループは、投資に関連する為替変動リスクに晒されております。

④ 金利変動リスク

当社グループは、金融機関から固定金利と変動金利で資金を調達しているため、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、固定金利と変動金利の借入金の適切な組み合わせを維持し、変動金利による借入金について金利変動の継続的モニタリングを行っております。

⑤ 価格変動リスク

当社グループは、金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する金融商品はありませぬ。金融商品については、定期的な時価や発行体の財務状況を把握しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品は以下の表に含めておりませぬ。また、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている科目については、開示を省略しております。

(単位：百万円)

科 目	帳簿価額	公正価値	差 額
その他の金融資産			
差入保証金	2,224	2,137	△87
建設協力金	1,164	1,117	△47
借入金			
長期借入金	11,144	11,111	△33
その他の金融負債			
預り保証金	5,012	4,137	△875
建設協力金	1,944	1,866	△78

(注) 1年内回収及び1年内返済予定の残高を含んでおります。

上記の公正価値の算定方法は次のとおりであります。

- ・差入保証金及び建設協力金（その他の金融資産）

差入保証金及び建設協力金（その他の金融資産）の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割り引いた現在価値により算定しております。

- ・長期借入金

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値に基づき算定しております。

- ・預り保証金及び建設協力金（その他の金融負債）

預り保証金及び建設協力金（その他の金融負債）の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分解しております。

レベル1：活発な市場における無調整の相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、直接又は間接に観察可能なものを使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットにより算出された公正価値

公正価値で測定される金融商品

各年度末における経常的に公正価値で測定される資産の公正価値ヒエラルキーは、次のとおりです。なお、非経常的に公正価値で測定する資産又は負債はありません。

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
その他の金融資産				
株式等	9	—	—	9
投資事業有限責任組合への出資	—	131	—	131
その他	—	6	—	6
合計	9	137	—	146

レベル 2 の公正価値測定について

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産に対する持分相当額により算定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、喫茶店の F C 加盟店に対する卸売販売を中心とした喫茶店の F C 事業の運営及びこれに付随する単一の事業を行っております。

喫茶店 F C 事業の顧客との契約に基づき分解した収益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年 2 月 29 日)
卸売	31,084
直営店売上	5,520
店舗開発収入	1,253
その他	3,767
顧客との契約から認識した収益 計	41,624
リースに係る収益	1,612
その他の源泉から認識した収益 計	1,612
合計	43,236

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2024年2月29日)
顧客との契約から生じた債権	2,688
契約負債	243

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権（売掛金及び未収入金）及び前受金に含まれております。当連結会計年度に認識された収益について、期首残高に含まれていた金額は150百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	940円67銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	130円12銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	130円03銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	2024年 2月期	(ご参考) 2023年 2月期	科目	2024年 2月期	(ご参考) 2023年 2月期
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	3,555	4,113	流動負債	436	446
現金及び預金	2,700	3,296	未払金	156	122
売掛金	364	313	株主優待引当金	267	254
未収還付法人税等	417	427	未払消費税等	—	54
その他	74	77	その他	13	16
固定資産	15,861	15,593	負債合計	436	446
有形固定資産	2,189	1,933			
建物	629	387	(純資産の部)		
構築物	62	25	株主資本	18,977	19,254
機械及び装置	1	—	資本金	659	651
土地	1,497	1,497	資本剰余金	13,330	13,319
建設仮勘定	—	24	資本準備金	559	551
無形固定資産	4	4	その他資本剰余金	12,771	12,768
ソフトウェア	4	4	利益剰余金	6,035	5,378
投資その他の資産	13,668	13,656	その他利益剰余金	6,035	5,378
投資有価証券	127	92	繰越利益剰余金	6,035	5,378
関係会社株式	13,115	13,115	自己株式	△1,047	△94
繰延税金資産	160	142	新株予約権	3	6
その他	266	307	純資産合計	18,980	19,260
資産合計	19,416	19,706	負債純資産合計	19,416	19,706

注. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	2024年 2月期	(ご参考) 2023年 2月期
営業収益	4,085	3,958
配当収入	2,983	2,918
経営指導料収入	986	934
賃貸収入	116	106
営業費用	885	850
一般管理費	885	850
営業利益	3,200	3,108
営業外収益	39	17
その他	39	17
営業外費用	8	2
その他	8	2
経常利益	3,231	3,123
税引前当期純利益	3,231	3,123
法人税、住民税及び事業税	200	206
法人税等調整額	△17	△8
当期純利益	3,048	2,925

注. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで) (単位：百万円)

	株主資本						自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	651	551	12,768	13,319	5,378	5,378	△94
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	8	8		8		—	
剰余金の配当				—	△2,391	△2,391	
自己株式の取得				—		—	△1,000
自己株式の処分			3	3		—	47
当期純利益				—	3,048	3,048	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				—		—	
当期変動額合計	8	8	3	11	657	657	△953
当期末残高	659	559	12,771	13,330	6,035	6,035	△1,047

	株主資本		純資産合計
	株主資本合計	新株予約権	
当期首残高	19,254	6	19,260
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	16		16
剰余金の配当	△2,391		△2,391
自己株式の取得	△1,000		△1,000
自己株式の処分	50		50
当期純利益	3,048		3,048
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	△3	△3
当期変動額合計	△277	△3	△280
当期末残高	18,977	3	18,980

注. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及びその他の資産は定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～38年
構築物	15年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として子会社からの受取配当金、経営指導料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。経営指導料については、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	794百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	364百万円
短期金銭債務	97百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	4,085百万円
営業費用	68百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	410,859株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8百万円
株主優待引当金	82百万円
建物	43百万円
土地	176百万円
関係会社株式	501百万円
新株予約権	2百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	839百万円
評価性引当額	△679百万円
繰延税金資産合計	160百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注5)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)コメダ	100.0%	債務の保証 経営指導 不動産の賃貸 業務委託 役員の兼任	子会社の銀行 借入金に対する 債務の保証 (注1)	9,258	—	—
				経営指導料の 受取(注2)	986	売掛金	329
				不動産賃貸料 の受取(注3)	116	売掛金	35
				手数料の支払 (注4)	68	未払金	18

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社は、株式会社コメダの銀行借入に対して債務の保証を行っております。なお、保証料は受取っておりません。
- (注2) 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
- (注3) 不動産の賃貸料は、近隣の取引実勢に基づき、物件の所有、管理に係る諸経費等を勘案して決定しております。
- (注4) 手数料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 414円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 66円42銭 |

会計監査人の監査報告書（連結計算書類）

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社コマダホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷 光尋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コマダホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社コマダホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書(計算書類)

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社コマダホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷 光尋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コマダホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作

成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月17日

株式会社コマダホールディングス 監査等委員会

監査等委員 白畑 尚志 ㊤

監査等委員 堀 雅寿 ㊤

監査等委員 吉本 陽子 ㊤

監査等委員 尾田 知亜記 ㊤

(注) 監査等委員白畑尚志、堀雅寿、吉本陽子及び尾田知亜記は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上